(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条に基づく地域生活支援事業のうち、登別市が行う登別市重度障害者及び障害児日常生活用具給付等事業(以下「給付等事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第1条の2 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 障害の等級 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4 項の規定による身体障害者手帳に記載されている等級
 - (2) 難病患者等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成27年厚生労働 省告示第292号)に掲げる疾病による障害の程度が継続的に日常生活又は社 会生活に相当な制限を受ける程度である者

(実施主体)

第2条 給付等事業の実施主体は、登別市とする。

(用具の種目及び給付等の対象者等)

- 第3条 給付等事業の対象となる用具の種目、対象となる者の障害の等級及びその程度並びに用具の性能及び耐用年数は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、 介護保険法(平成9年法律第123号)による給付等を受けられる場合を除く。
- 2 既に給付等を受けている用具については、給付等を受けた日から起算して別表 1耐用年数の欄に掲げる期間を経過していない場合は、同一の種目の用具の新た な給付等を受けることができない。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能 又は障害程度の変化等の理由により用具の使用が困難となった場合は、この限り でない。

(申請)

- 第4条 用具の給付等を受けようとする者(給付等の対象者を現に扶養し、若しくは監護している者を含む。以下「申請者等」という。)は日常生活用具給付等申請書(別記様式第1号)により登別市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)に申請しなければならない。
- 2 福祉事務所長は、前項に規定する申請があったときは、用具の給付等の要否決

定を行うため、当該申請に係る調査等を行い、日常生活用具給付等台帳(別記様 式第2号)を作成するものとする。

(給付等の要否決定)

- 第5条 福祉事務所長は、前条第2項の調査結果に基づき用具の給付等の要否決定 を行うものとする。
- 2 福祉事務所長は、前項の要否決定を行ったときは、当該申請者等に対し、日常 生活用具給付決定通知書(別記様式第3号。以下「給付決定通知書」)又は日常 生活用具給付等却下決定通知書(別記様式第4号)により通知するものとする。
- 3 福祉事務所長は、第1項の規定により給付等を決定したときは、日常生活用具 給付券(別記様式第5号。以下「給付券」という。)を申請者等に交付するもの とする。

(用具の給付等)

- 第6条 前条第1項の規定により用具の給付等の決定等を受けた者(以下「給付等 決定者」という。)は、用具の製作又は販売を業とする者(以下「業者」とい う。)に給付券を提出して用具の給付等を受けるものとする。
- 2 福祉事務所長は、点字図書の給付を行うに当たっては、この要綱に定めるほか、別紙1の登別市点字図書給付実施要領に定めるところによる。
- 3 福祉事務所長は、居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費(以下「住宅 改修費」という。)の給付に当たっては、この要綱に定めるほか、別紙2の登別 市住宅改修費給付実施要領に定めるところによる。

(給付等の取消し)

- 第7条 福祉事務所長は、給付等決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、 第5条の規定による給付等の決定を取り消すことができる。
 - (1) 給付等事業の対象者でなくなったとき。
 - (2) 不正又は虚偽の申請により給付等の決定を受けたとき。
 - (3) その他福祉事務所長が給付を不適当と認めたとき。

(費用の負担)

- 第8条 給付等決定者は、その負担能力に応じて、当該用具の給付等に要する費用 の一部を業者に直接支払わなければならない。
- 2 前項の規定により支払うべき額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律に基づく補装具費の支給の例によるものとし、別表2に定め る額の範囲内において福祉事務所長が定める額とする。

(費用の支払い)

第9条 業者は、給付等決定者の委任を受け、給付等決定者に用具を納付したときは、給付券を添付して、当該用具の給付等に要した費用から前条の規定により給付等決定者が業者に支払った額を控除した額を福祉事務所長に請求するものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 給付等決定者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第11条 福祉事務所長は、給付等決定者が第7条の規定により給付等を取り消され、又は前項の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

- 第12条 福祉事務所長は、申請者等の申請の手続の利便を考慮し、給付等事業の対象となる用具のうち排泄管理支援用具については、次の方法により給付券を交付することができる。
 - (1) 1回の申請で、年度を単位として、2月ごとに給付券1枚、1年度当たり最高6枚を交付すること。
 - (2) 別表2の基準額(月額)の範囲内で1月に必要とする排泄管理用具に相当する額の2倍(2月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。
 - (3)給付券は、申請1回につき3枚(6月分)まで一括交付できること。
 - (4) 第9条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(台帳の整備)

第13条 福祉事務所長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具 給付等台帳(別記様式第2号)を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は福祉事務所長が別に定める。

附 則(平成18年告示第177号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。 (施行前の準備)

2 第4条から第6条までの規定による給付決定の手続その他この告示を施行する ために必要な準備行為は、この告示の施行前においても行うことができる。

附 則(平成21年告示第62号)

この告示は、平成21年5月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第50号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年告示第160号)

この告示は、平成25年12月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第128号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年告示第54号)

この告示は、公布の日から施行する。ただし、別記様式第3号及び別記様式第4号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年告示第223号)

この告示は、公布の日から施行する。

登别市点字図書給付実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、登別市重度障害者及び障害児日常生活用具給付等事業(以下「給付等事業」という。)の対象となる用具のうち点字図書の給付等の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 視覚障害者 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4 項の規定による身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者をいう。
 - (2) 点字図書 月刊や週刊で発行される雑誌類を除く点字の図書をいう。
 - (3) 点字出版施設 点字図書給付対象出版施設をいう。

(対象者)

第3条 点字図書給付の対象者(以下「対象者」という。)は、市内に居住地を有するもので、情報の入手を主に点字によっている視覚障害者とする。

(給付の限度)

第4条 点字図書の給付は、対象者1人につき6タイトル又は24巻を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(申請等)

- 第5条 点字図書の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日常 生活用具給付等申請書(別記様式第1号)に点字出版施設が発行する点字図書発 行証明書を添えて登別市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)に申請 しなければならない。
- 2 福祉事務所長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査のうえ 適当と認めるときは、日常生活用具給付等台帳(別記様式第2号)に所定の事項 を記載し、証明書に証明印を押印し、申請者に交付するものとする。

(給付の方法)

第6条 証明書の交付を受けた者(以下「受給者」という。)は、証明書に自己負担金を添えて点字出版施設に点字図書の発行を申し込み、給付を受けるものとする。

(自己負担金の額)

第7条 前条の自己負担金の額は、点字に翻訳する対象となった一般図書の購入価格相当額とする。

(費用の請求)

第8条 点字出版施設は、点字図書の価格から自己負担金の額を控除した額を福祉 事務所長に請求するものとする。

(返還)

第9条 福祉事務所長は、受給者が、偽りその他不正な手段により点字図書の給付を受けたときは、点字図書の給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

登别市住宅改修費給付実施要領

(目的)

第1条 この要領は、登別市重度障害者及び障害児日常生活用具給付等事業(以下「給付等事業」という。)の対象となる用具のうち居宅生活動作補助用具の購入費及び改修費(以下「住宅改修費」という。)の給付について、必要な事項を定めるものとする。

(給付対象者)

第2条 住宅改修費の給付対象者は、下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性 の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者又は 小学校就学年齢以上の身体障害児(以下「障害者等」という。)であって、障害 程度等級3級以上の者とする。ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害 2級以上の者とする。

(住宅改修費の範囲)

- 第3条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費とする。
 - (1) 手すりの取付け
 - (2) 段差の解消
 - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
 - (4) 引き戸等への扉の取替え
 - (5) 洋式便器等への便器の取替え
 - (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 (住宅改修費の給付要件)
- 第4条 住宅改修費の給付は、障害者等が現に居住する住宅について行われるもの (借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ身体の状況、住宅の状 況等を勘案して登別市福祉事務所長(以下「福祉事務所長」という。)が必要と 認める場合に給付するものとする。
- 2 住宅改修費の給付は、居住住宅の改修につき原則1回とする。 (申請等)
- 第5条 住宅改修費の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、日常生活用具給付等申請書(別記様式第1号)に次の書類を添付して、福祉事務所長に申請しなければならない。

- (1) 住宅改修が必要な理由書 障害者等の身体状況及び介護の状況並びに住宅改修における効果等を記入したもの
- (2) 改修見取図 住宅改修箇所等に係る図面
- (3) 写真 住宅改修箇所等の施工前写真
- (4) 工事見積書 住宅改修に係る経費の見積書
- (5) その他必要書類
- 2 福祉事務所長は、前項に規定する申請があったときは、必要な調査等を行い、 住宅改修費の給付の可否を決定しなければならない。

(決定)

- 第6条 福祉事務所長は、前条第2項の調査結果により住宅改修費の給付を決定したときは、日常生活用具給付決定通知書(別記様式第3号)により、住宅改修費の給付を却下したときは、日常生活用具給付等却下決定通知書(別記様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
- 2 福祉事務所長は、前項の規定により住宅改修費の給付を決定したときは、日常 生活用具給付券(別記様式第5号。以下「給付券」という。)を申請者に交付す るものとする。

(給付の方法)

第7条 前条第1項の規定により住宅改修費の給付の決定を受けた者(以下「給付 決定者」という。)は、住宅改修業者(以下「業者」という。)に給付券を提出 して住宅改修費の給付を受けるものとする。

(費用の請求)

第8条 業者は、住宅改修を行ったときは、給付決定者自らが請求する場合を除き、給付決定者の委任を受け、当該給付決定者が交付を受けた給付券(別記様式第5号)に住宅改修箇所等の完成写真を添付して、当該給付等に要した費用から給付等決定者が業者に支払った額を控除した額を福祉事務所長に請求するものとする。

(返環)

第9条 福祉事務所長は、受給者が、偽りその他不正な手段により住宅改修費の給付を受けたときは、住宅改修費として給付した費用の全部又は一部を返還させることができる。

別表 1 重度障害者及び障害児日常生活用具種目一覧

種目	障害等級及び程度	性能	耐用年数
視覚障害者用ポ	視覚障害2級以上の障害者	①音声等により操作ボタンが知	6年
ータブルレコー	 又は障害児。ただし、障害	覚又は認識でき、かつ、DA	
ダー	児については、原則小学校	ISY方式による録音並びに	
	就学年齢以上の児童とす	当該方式により記録された図	
	る。	書の再生が可能な製品であっ	
		て、視覚障害者又は障害児が	
		容易に使用し得るもの	
		②音声等により操作ボタンが知	
		覚又は認識でき、かつ、DA	
		ISY方式により記録された	
		図書の再生が可能な製品であ	
		って、障害者又は障害児が容	
		易に使用し得るもの	
盲人用時計	視覚障害2級以上の障害	視覚障害者が容易に使用し得る	10年
	者。なお、音声時計は、手	もの	
	指の触覚に障害がある等の		
	ため、触読式時計の使用が		
	困難な者を対象とする。		
点字タイプライ	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者又は障害児が容易に	5年
ター	又は障害児。ただし、原則	使用し得るもの	
	として就学し、又は就労し		
	ている、若しくは就労が見		
	込まれる者とする。		
盲人用体温計	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者又は障害児が容易に	5年
(音声式)	又は障害児。ただし、障害	使用し得るもの	
	者については、単身世帯又		
	はこれに準ずる世帯に属す		
	るものに限るものとし、障		
	害児については、原則小学		
	校就学年齢以上の児童とす		

	る。		
盲人用血圧計	視覚障害 2 級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得る	5年
(音声式)	(障害者のみの世帯又はこ	もの	
	れに準ずる世帯で、日常生		
	活上必要と認められる世		
	帯)		
電磁調理器	①視覚障害2級以上の障害	障害者又は障害児が容易に使用	6年
	者(障害者のみの世帯又	し得るもの	
	はこれに準ずる世帯)		
	②児童相談所又は知的障害		
	者更生相談所において知		
	的障害を有すると判定さ		
	れ、かつ、障害の程度が		
	重度以上の者		
	③精神障害者保健福祉手帳		
	所持者又は精神科医によ		
	り精神障害を有すると判		
	定され、かつ、18歳以		
	上の者		
視覚障害者用拡	視覚に障害を有する障害者	画像入力装置を読みたいもの	8年
大読書器	又は障害児であって、本装	(印刷物等) の上に置くこと	
	置により文字等を読むこと	で、簡単に拡大された画像(文	
	が可能なもの。ただし、障	字等)をモニターに映し出せる	
	害児については、原則小学	もの	
	校就学年齢以上の児童とす		
	る。		
盲人用体重計	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者が容易に使用し得る	5年
	(障害者のみの世帯又はこ	もの	
	れに準ずる世帯)		
点字図書	主に、情報の入手を点字に	点字により作成された図書	
	よっている視覚障害者又は		
	障害児		
歩行時間延長信	視覚障害2級以上の障害者	視覚障害者又は障害児が容易に	10年

 号機用小型送信	」 又は障害児。ただし、障害	 使用し得るもの	
	児については、原則小学校		
	就学年齢以上の児童とす		
	る。		
一 視覚障害者用活		文字情報と同一紙面上に記載さ	6年
字文書読上げ装	又は障害児。ただし、障害	れた当該文字情報を暗号化した	
置	児については、原則小学校	情報を読み取り、音声信号に変	
	就学年齢以上の児童とす	換して出力する機能を有するも	
	る。	ので、視覚障害者又は障害児が	
		容易に使用し得るもの	
点字ディスプレ	視覚障害及び聴覚障害の重	文字等のコンピューターの画面	6年
イ	度重複障害者又は障害児	情報を点字等により示すことの	
	(原則視覚障害2級以上か	できるもの	
	つ聴覚障害2級以上の者)		
	並びに視覚障害2級以上の		
	障害者又は障害児であっ		
	て、必要と認められるも		
	の。ただし、障害児につい		
	ては、原則小学校就学年齢		
	以上の児童とする。		
障害者用パーソ	視覚障害若しくは上肢障害	視覚障害者又は障害児用ワープ	5年
ナルコンピュー	(文字を書くことが困難な	ロアプリケーションソフト、画	
ター周辺機器及	者に限る。)を有する障害	面拡大ソフト、画面音声化ソフ	
びアプリケーシ	者又は障害児。ただし、障	トその他のソフトで視覚障害者	
ョンソフト	害児については、原則小学	又は障害児がパーソナルコンピ	
	校就学年齢以上の児童とす	ューター使用に当たり必要と認	
	る。	めるソフト又はインテリキー、	
		ジョイスティックその他の周辺	
		機器で上肢障害者又は障害児が	
		パーソナルコンピューター使用	
		に当たり必要と認める機器	
視覚障害者用地	視覚障害2級以上の障害者	テレビ音声の受信が可能なもの	6年
上デジタル対応	又は障害児。ただし、障害		

ラジオ	_ 児については、原則小学校		
	就学年齢以上の児童とす		
	る。		
聴覚障害者用通	聴覚障害若しくは発声、発	一般の電話に接続することがで	5年
信装置	 語に著しい障害を有する障	 き、音声の代わりに、文字等に	
	害者又は障害児であって、	より通信が可能な機器であり、	
	コミュニケーション、緊急	 障害者又は障害児が容易に使用	
	連絡等の手段として必要と	し得るもの	
	認められるもの		
聴覚障害者用屋	聴覚障害2級以上の障害者	音、音声等を視覚、触覚等によ	10年
内信号装置	(聴覚障害者のみの世帯又	り知覚できるもの	
	はこれに準ずる世帯で日常		
	生活上必要と認められる世		
	帯)		
聴覚障害者用情	聴覚障害者又は障害児であ	字幕及び手話通訳付きの聴覚障	6年
報受信装置	って、本装置によりテレビ	害者又は障害児用番組並びにテ	
	の視聴が可能となるもの	レビ番組に字幕及び手話通訳の	
		映像を合成したものを画面に出	
		力する機能を有し、かつ、災害	
		時の聴覚障害者又は障害児向け	
		緊急信号を受信するもので、聴	
		覚障害児者又は障害児が容易に	
		使用し得るもの	
便器	①下肢若しくは体幹機能の	障害者、障害児、難病患者等が	8年
	障害2級以上の障害者又	容易に使用し得るもの(手すり	
	は障害児。ただし、障害	付き又はつけることができるも	
	児については、原則小学	の)。ただし、取替えに当たり	
	校就学年齢以上の児童と	住宅改修を伴うものを除く。	
	する。		
	②難病患者等(常時介護を		
	要する者に限る。)		
特殊便器	①上肢障害2級以上の障害	足踏みペダルにて温水温風を出	8年
	者又は障害児	し得るものであって知的障害	

	者更生相談所において知 的障害を有すると判定さ	者、障害児、難病患者等及びその介護者が容易に使用し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	
	学年齢以上の児童とする。		
特殊マット	障害2級以上の障害者又 は障害児	褥瘡の防止又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止できる機能を有するもの又はマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	
特殊尿器	①下肢若しくは体幹機能の 障害2級以上の障害者又	尿が自動的に吸引されるもので、障害者、障害児、難病患者等及びその介護者が容易に使用し得るもの	5年

特殊寝台	障害2級以上の障害者又 は障害児。ただし、障害	腕、脚等の訓練のできる器具を 付帯し、原則として使用者の頭 部及び脚部の傾斜、角度を個別 に調整できる機能を有するもの	8年
訓練用ベッド		腕又は脚の訓練ができる器具を 備えたもの	8年
訓練いす	下肢又は体幹機能の障害2 級以上の障害児で、原則3 歳以上のもの	原則として附属のテーブルをつ けるものとする。	5年
入浴担架		障害者又は障害児を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
体位変換器	①下肢若しくは体幹機能の	介護者が障害者、障害児又は難 病患者等の体位を変換させるの に容易に使用し得るもの	5年
		携帯式で、ことばを音声又は文	5年
装置	に悍者を有する有乂は放体	書に変換する機能を有し、障害	

		者又は障害児が容易に使用し得	
	由児であって、発声、発語に茶しい降客は大力で客	960	
	に著しい障害を有する障害		
	者又は障害児。ただし、障		
	害児については、原則小学		
	校就学年齢以上の児童とす		
	る。		
入浴補助用具	①下肢若しくは体幹機能に	入浴時の移動、座位の保持、浴	8年
	障害を有する障害者又は	槽への入水等を補助でき、障害	
	障害児で、入浴に当たっ	者、障害児、難病患者等及びそ	
	て家族等他人の介助を要	の介助者が容易に使用し得るも	
	するもの。ただし、障害	の。ただし、設置に当たり住宅	
	児については、原則3歳	改修を伴うものを除く。	
	以上の児童とする。		
	②難病患者等(入浴に介助		
	を要する者に限る。)		
移動用リフト	①下肢若しくは体幹機能の	介護者が重度身体障害者又は障	4年
	障害2級以上の障害者又	害児、難病患者等を移動させる	
	は障害児。ただし、障害	に当たって、容易に使用し得る	
	児については、原則3歳	もの。ただし、天井走行型その	
	以上の児童とする。	他住宅改修を伴うものを除く。	
	②難病患者等(下肢又は体		
	幹機能に障害のある者に		
	限る。)		
保護ブーツ	下肢若しくは体幹機能に障	足部の保護及び保温をする性能	3年
	害を有する障害者又は障害	を有し、容易に着脱することが。	
	児で、移動において介助を	できるもの	
	必要とするもの。ただし、		
	障害児については、原則3		
	歳以上の児童とする。		
移動・移乗支援	①平衡機能、下肢若しくは	おおむね次のような性能を有す	8年
用具	体幹機能に障害を有する	る手すり、スロープ等であるこ	
		と。ただし、設置に当たり住宅	

		 14枚なみよったゆく	
	庭内の移動において介助		
		ア 障害者、障害児、難病患者	
		等の身体機能の状態を十分踏	
		まえたものであって、必要な	
	る。	強度と安全性を有するもの	
	②難病患者等(下肢が不自	イ 転倒防止、立ち上がり動作	
	由な者に限る。)	の補助、移動動作の補助、段	
		差解消等の用具とする。	
居宅生活動作補	①下肢若しくは体幹機能の	障害者、障害児、難病患者等の	_
助用具	障害又は乳幼児以前の非	移動等を円滑にする用具で、設	
	進行性の脳病変による運	置に小規模な住宅改修を伴うも	
	動機能障害(移動機能障	の	
	害に限る。) 3級(特殊		
	便器への取替えをする場		
	合は、上肢障害2級)以		
	上の障害者又は障害児。		
	ただし、障害児について		
	は、原則小学校就学年齢		
	以上の児童とする。		
	②難病患者等(下肢又は体		
	幹機能に障害のある者に		
	限る。)		
透析液加温器	①じん臓機能障害3級以上	透析液を加温し、一定温度を保	5年
	で自己連続携行式腹膜灌	つもの	
	流法(CAPD)による		
	透析療法を行う者		
	②身体障害者手帳の交付を		
	受けた児童であって、当		
	該手帳に身体上の障害		
	(じん臓機能障害に限		
	る。)の程度が3級以上		
	で、原則3歳以上の者		
酸素ボンベ運搬	医療保険における在宅酸素	障害者が容易に使用し得るもの	10年

車	療法を行う者		
ネブライザー	①呼吸器機能障害3級以上	障害者、障害児、難病患者等及	5年
	若しくは同程度の障害を	びその介護者が容易に使用し得	
	有する障害者又は障害児	るもの	
	であって、必要と認めら		
	れるもの。ただし、障害		
	児については、原則小学		
	校就学年齢以上の児童と		
	する。		
	②難病患者等(呼吸機能障		
	害のある者に限る。)		
電気式たん吸引	上記に同じ。	上記に同じ	5年
岩			
頭部保護帽	①児童相談所又は知的障害	転倒の衝撃から頭部を保護でき	3年
	者更生相談所において知	るもの	
	的障害を有すると判定さ		
	れ、かつ、障害の程度が		
	重度又は最重度である者		
	若しくは精神障害者保健		
	福祉手帳所持者又は精神		
	科医により精神障害を有		
	すると判定され、かつ、		
	てんかんの発生等により		
	頻繁に転倒する者		
	②平衡機能又は下肢若しく		
	は体幹機能に障害を有す		
	る者		
歩行補助杖	平衡機能又は下肢若しくは	障害者又は障害児が容易に使用	3年
(一本杖)	体幹機能に障害を有する障	し得るもの	
	害者又は障害児で、移動に		
	おいて杖を必要とするも		
	の。ただし、障害児につい		
	ては、原則3歳以上の児童		

	とする。		
点字器	主に、情報の入手を点字に	点筆を含み、点字を容易に作成	標準型 7
	よっている視覚障害者又は	できるもの	年
	障害児		携帯用 5
			年
人工喉頭	音声機能若しくは言語機能	音源を口腔内に導き構音化する	笛式4年
	に障害を有する障害者又は	もの	電動式5
	障害児であって、発声、発		年
	語に著しい障害を有するも		
	の。ただし、障害児につい		
	ては、原則3歳以上の児童		
	とする。		
収尿器	普通便所で排便が困難な障	採尿器(袋)や蓄尿袋等で、尿	1年
	害者又は障害児	の逆流防止装置などにより、排	
		便が容易にならしめるよう機能	
		を有すること。	
		ただし、簡易型の採尿袋は20	
		枚を1組とする。	
ストマ用装具	排尿、排便機能に障害を有	ストマ用蓄便袋、ストマ用蓄尿	_
	する障害者若しくは障害児	袋又はストマ用装具を装着がで	
	又は脳性麻痺等脳原生運動	きない場合は紙おむつ、サラ	
	機能障害により、排尿若し	シ、ガーゼ、脱脂綿、洗腸装具	
	くは排便の意思表示が困難	を給付するものとする。	
	な障害者若しくは障害児。		
	ただし、障害児について		
	は、原則3歳以上の児童と		
	する。		
火災警報器	火災発生の感知及び避難が	室内の火災を煙又は熱により感	8年
	著しく困難な障害者又は障	知し、音又は光を発し、屋外に	
	害児のみの世帯及びこれに	も警報ブザーで知らせ得るもの	
	準ずる世帯に属するもので		
	あって、かつ、次の①から		
	③までのいずれかに該当す		

	るもの		
	①障害等級2級以上の障害		
	者又は障害児		
	②児童相談所又は知的障害		
	者更生相談所において知		
	的障害を有すると判定さ		
	れ、かつ、障害の程度が		
	重度以上の者		
	③精神障害者保健福祉手帳		
	所持者又は精神科医によ		
	り精神障害を有すると判		
	定された者		
自動消火器	火災発生の感知及び避難が	室内温度の異常上昇又は炎の接	8年
	著しく困難な障害者、障害	触で自動的に消火液を噴射し、	
	児、難病患者等のみの世帯	初期火災を消火し得るもの	
	及びこれに準ずる世帯に属		
	する者であって、かつ、次		
	の①から④までのいずれか		
	に該当するもの		
	①障害等級2級以上の障害		
	者又は障害児		
	②児童相談所又は知的障害		
	者更生相談所において知		
	的障害を有すると判定さ		
	れ、かつ、障害の程度が		
	重度以上の者		
	③精神障害者保健福祉手帳		
	所持者又は精神科医によ		
	り精神障害を有すると判		
	定された者		
	④難病患者等		
ファックス	聴覚又は音声若しくは言語	障害者が容易に使用し得るもの	5年
	機能の障害3級以上の障害		

1	1	1	
	者(障害者のみの世帯又は		
	これに準ずる世帯で、コミ		
	ュニケーション、緊急連絡		
	等の手段として必要と認め		
	られる世帯)		
動脈血中酸素飽	難病患者等(人工呼吸器の	呼吸状態を継続的にモニタリン	5年
和度測定器(パ	装着が必要な者に限る。)	グすることが可能な機能を有	
ルスオキシメー		し、難病患者等が容易に使用し	
ター)		得るもの	

別表2

基準額

種目	基準額(単位:円)	
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録音再生機	89, 800
	再生専用機	48,000
盲人用時計	触読時計	10, 300
	音声時計	13, 300
点字タイプライター		63, 100
盲人用体温計 (音声式)		9,000
盲人用血圧計 (音声式)		15,000
視覚障害者用拡大読書器		198,000
盲人用体重計		18,000
点字図書		
歩行時間延長信号機用小型送信機		7, 000
視覚障害者用活字文書読上げ装置		115,000
点字ディスプレイ		383, 500
障害者用パーソナルコンピューター	周辺機器及びアプリ	100,000
ケーションソフト		
視覚障害者用地上デジタル対応ラジ	オ	29,000
聴覚障害者用通信装置		71,000
聴覚障害者用屋内信号装置		87, 400
聴覚障害者用情報受信装置		88, 900
便器		4, 450
		5, 400
		(手すり付)
特殊便器		151, 200
特殊マット	19,600	
特殊尿器	67,000	
特殊寝台	154,000	
訓練用ベッド	159, 200	
動脈血中酸素飽和度測定器(パルス)	157, 500	
訓練いす		33, 100

入浴担架			82,	4 0 0
体位変換器			15,	0 0 0
携带用会話補助装置			98,	8 0 0
入浴補助用具			90,	0 0 0
移動用リフト		1	59,	0 0 0
保護ブーツ		冬季以外	20,	0 0 0
		冬季	30,	0 0 0
移動・移乗支援用具			60,	0 0 0
居宅生活動作補助用具		2	200,	0 0 0
透析液加温器			51,	5 0 0
酸素ボンベ運搬車			17,	0 0 0
ネプライザー			36,	0 0 0
電気式たん吸引器			56,	4 0 0
頭部保護帽			36,	7 5 0
歩行補助杖(一本杖)			4,	5 0 0
点字器			10,	4 0 0
人口喉頭			70,	1 0 0
収尿器			8,	5 0 0
ストマ用装具	蓄便袋(1月)		8,	6 0 0
	蓄尿袋又は紙オムツ等		12,	0 0 0
	(1月)			
	蓄便と蓄尿袋(1月)		18,	0 0 0
	洗腸装具		24,	0 0 0
火災警報器			15,	5 0 0
自動消火器			28,	7 0 0
電磁調理器			41,	0 0 0
ファックス			7,	7 0 0

別記様式第1号(第4条・別紙1・別紙2関係)

日常生活用具給付等申請書

年 月 日

登別市福祉事務所長 様

申請者

 住 所 登別市
 町 丁目 番地

 (電話番号
)

氏 名 印

(対象者との続柄)

(個人番号)

下記により、日常生活用具の給付を申請します。

日常生活用具給付の決定のため、私の世帯の住民登録資料、税務資料等を閲覧することを承諾します。

	氏 名	□目	詩者	と同じ		男・女	生年			年	月	日生
							月日	1				
外	個人番号											
対象者	住 所	□目	申請者	と同じ								
		登別	川市	囲	Ţ	丁目	番:	地				
	手帳番号	北淮	軍道	第			号		年	i	月	日交付
	障害名								障害等級	支	種	級
給付	を受ける用具	具名										
希望	する業者名											
該当一	する所得区分	}	生活保護・低所得1・低所得2・一般・一定所得以上									
備考												

別記様式第2号(第4条・第13条・別紙1関係)

日常生活用具給付等台帳

受理番号	申請年月	氏名	用具名	給付年 月日	給付番号	給付額	利用者負担額	公費 負担額	支払 年月日	備考
方	日	住所		/ / □	方)\ <u>1</u>)\ <u>1</u>	1 24 1	

年 月 日

日常生活用具給付決定通知書

様

登別市福祉事務所長

標記のことについて、次のとおり決定しましたので通知します。

	住		所											
分	フ!	リカ	ブナ											
対象者	氏		名											
者	生生	丰月	田	年	月	日	性別				 舌			
給	寸 같	番	号				給	付	決	定	日	年	月	日
用	具		名											
納	名		称											
者入業	所	在	地											
業	電		話											
価			格											円
利用者負担額														円
公費負担額														円

注意事項

- 1 用具は、対象者又はその扶養義務者がその能力に応じて、費用の一部を直接事業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前に支払ってください。
- 2 用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供し たりすることは、固く禁じられています。
- 3 2 に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還してもらうことがあります。
- 4 この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起 算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に登別市を被告として(登別市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起するこ とはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分 があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をするこ とや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

登別市

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地 電話 別記様式第4号(第5条・別紙2関係)

日常生活用具給付等却下決定通知書

年 月 日

様

登別市福祉事務所長

年 月 日申請のありました日常生活用具の給付について、次の理由により却下したので通知します。

記

却下の理由

教示

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から 起算して6か月以内に登別市を被告として(登別市長が被告の代表者となりま す。)提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先 登別市

住 所 登別市中央町6丁目11番地

雷 話

別記様式第5号(第5条・別紙2関係)

日常生活用具給付券

給	付	•	番	号				給年	付	券 月	発	行 日	年	月	日
氏				名				生	年	Ē.	月	日	年	月	日
住				所											
保	護	者	氏	名						続		柄			
用		具		名											
納	名			称											
入業者	所		在	地											
者	電			話											
価				格											円
利	用者	皆 負	負担	額											円
公	費	負	担	額											円
_	上記の	りと	おり	決定	する。										
			年	月	日										
							登別	市福	祉事	事務月	听長		_		
業	者	納	入	日	年	月	日	受		領		額			円
利力	用者:	負担	1受制	頁日	年	月	日	納	ス		業	者			印
用,	具受	領	受年月	領月日	年月	日	受領	者氏	名		印	7	本人との 関係		

登別市

〒059-8701 登別市中央町6丁目11番地 電話